

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から同年10月まで

平成10年に交通事故で入院した際に「国民年金に加入していないと若い時の厚生年金がもらえなくなる。」と聞いたので、退院後、時期ははっきりとは思い出せないが、社会保険事務所に行き相談した。その時、「あと81か月ぐらい掛けないと年金はもらえない。」とのことだったので、11年12月から20年3月まで100か月を1か月も欠けることなく掛けたいと思い、実行してきた。

申立期間の保険料は1万3,000円ぐらいだったと思うが、近所のA信用金庫B支店の窓口で納めてきた。支払の都度、支払月数を正の字を書いてメモしていたので、間違はずがない。メモを探したが見当たらなかったが、自分の性格からも払ったり払わなかったりといった中途半端はしていないので、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月間と短期間である。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の年金手帳は平成14年1月7日に交付されたものであり、申立期間の国民年金保険料について、過年度納付を行うことは可能であった。

さらに、申立人は、平成11年12月からの国民年金保険料について、申立期間を除きすべて納付しており、国民年金保険料の納付について高い意欲を有していたことが認められる。

加えて、納付方法や納付場所に関する供述も一貫しており、「将来に備えて受給資格期間を満たすため、普段から節約に努めて国民年金保険料を

納めてきたもので、申立期間当時、国民年金保険料の納付が困難となるような生活上の特段の変化も無かった。」との申立人の供述に格別の不自然な点は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から44年8月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間は、家業であるのり養殖業や魚介類の仲買人の手伝いをしながら洋裁をしていた。国民年金の加入手続や保険料の納付は私の母がしてくれたもので、保険料は近所の集金人に納付していたと記憶しているが、未納及び申請免除となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母は、国民年金制度の発足当初から加入し、国民年金保険料を完納しており、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市保管の国民年金手帳記号番号払出簿から昭和43年7月18日に同市から払い出されていることから、43年6月以降の国民年金保険料を申立人の父母と共に集金人に納付したと推認される上、申立人は、当時の集金人の氏名等を承知しているなど、申立期間当時の状況を鮮明に覚えている。

さらに、申立人は、昭和44年4月から同年8月までの間は申請免除期間となっているが、当時、申立人の父母は家屋を新築するなど、生活に困窮している状況はうかがえず、申立人の父母は国民年金保険料を納付しているのに、父母と同居している申立人のみが免除申請したとは考え難い。

加えて、申立人は、昭和46年4月から同年8月までの間も、申立人の

母が国民年金の加入手続及び保険料を納付したとしており、このような短期間についても必要な手続等を行っている申立人の母が、申立期間について国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 54 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 54 年 4 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

有限会社Aを昭和 52 年 5 月 1 日に退職後、直ちにB市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、同市役所に国民年金保険料の納付をしていたと記憶しているので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、有限会社Aにおいて社会保険事務を含む業務に従事しており、同社を退職した時、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失届、雇用保険の受給等に必要な関係手続を自ら行っている上、申立人は、「当時、年金は継続して加入することが必要と思っていた。」と述べており、昭和 44 年 2 月に厚生年金保険資格を喪失し、C市からB市へ転居した時も直ちに国民年金に加入しているなど、同社を退職後に国民年金への加入手続をしたとする申立内容の信憑性は高いことがうかがえる。

さらに、申立人は、「申立期間の保険料は、B市役所の担当窓口で納付していた。」と述べており、申立人が居住している地区の当時の国民年金保険料の集金人からは、「当時の資料からみて、申立人の国民年金保険料を昭和 54 年 7 月分から集金した。」との証言が得られており、納付記録がある 54 年 5 月分及び同年 6 月分は、B市役所の窓口で保険料を納付し

ていたことが推認できることから、申立人が申立期間、B市役所の担当窓口において国民年金保険料を納付していたことがうかがえる。

加えて、B市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿では、申立期間の年度欄が欠落しており、納付状況が記載されておらず、記録管理が適正に行われていない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和24年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月

昭和23年にA株式会社に入社し、43年の退職まで継続して勤務しており、申立期間については、同社B工場に勤務していたことが確かであるため、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した従業員台帳及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和24年6月1日に同社B工場から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、A株式会社B工場における資格喪失時の標準報酬月額及び同社C営業所における資格取得時の標準報酬月額が、いずれも2,000円であることから、2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしており、また、事業主が資格喪失日を昭和24年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付さ

れるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 52 年 4 月ごろ、私の父が A 町（現在は、B 市）の国民年金担当職員に勧められて国民年金に加入し、2 年分の保険料を納付してくれたのを記憶しているが、未納となっており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父は既に他界しており、当時の状況を聴取することができない。

また、申立人は、昭和 52 年 4 月ごろに国民年金に加入し、申立人の父が 2 年分の保険料をさかのぼって納付したとしているが、申立人は 31 年 4 月生まれのため、さかのぼっての納付は 20 歳となった 51 年 4 月までの 1 年分しかできず、しかも、当時は短期大学生で任意加入対象期間であることから、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 7 月ごろ A 町から払い出され、54 年 4 月から 56 年 3 月までの 2 年分の国民年金保険料を過年度納付していることを踏まえると、申立人は、申立人の父がさかのぼって納付したとしている期間について、この過年度納付期間と申立期間とを誤認しているものと推測される。

加えて、昭和 52 年 4 月ごろに、申立人の父が国民年金の加入を勧められたとしている A 町の国民年金担当職員が国民年金業務に従事したのは

54年12月からであることから、申立人が加入時期を誤認しているものと推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。